

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月21日認可した。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保地区
切池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）切池地区
深谷池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）深谷池地区
遠田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）遠田地区
播磨湯1号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）播磨湯1号地区